

中国における知財の譲渡・ライセンス活動分析に関する研究

情報検索委員会
第2小委員会*

抄 録 パテント・トロールの活動の場が米国中心から米国外へ拡大することが懸念されている。特に、特許出願の急増に伴い知財関連訴訟が急増している中国においては、事業活動を行う企業にとって、より適切に知財リスクを把握する必要性が高まっている。

今回、企業の知財リスク把握に役立つことを狙い、中国での特許譲渡および許諾（ライセンス）の実態分析に取り組んだ。具体的な分析の手法・事例として、中国特許の法律状態データを使用して特許譲渡・許諾のマクロ動向を分析したほか、特徴的な傾向が見られる産業セクターを抽出し取引実態を分析した。さらに中国内の地域ごとの譲渡取引の特性や許諾内容など、中国独特の譲渡・許諾の実態についても分析した。

目 次

1. はじめに
2. 本研究の目的
3. 本研究のアプローチ
4. 調査手法および検証
 4. 1 中国特許の法律状態データ
 4. 2 調査用テーブル作成とデータ検証
5. 中国特許の譲渡状況
 5. 1 地域セクター
 5. 2 移転主体
 5. 3 医薬（漢方薬等）セクター
 5. 4 病院セクター
6. 中国特許の許諾（ライセンス）状況
 6. 1 内国／外国の許諾状況の違い
 6. 2 許諾状況の詳細分析
7. おわりに

1. はじめに

中国においては近年、特許出願数の急増に伴うように、特許譲渡も増加の傾向にある（図1）。

譲渡の増加の要因は様々であるが、ハイテク企業認定管理弁法の存在もその一因と考えられ

る。ハイテク企業の認定を受けると企業所得税が通常25%のところを、15%の優遇税率適用を受けることができる。2015年末までに、ハイテク企業認定を受けている企業は8万社近くにのぼっている¹⁾。同法は2016年1月に改正・施行され、旧法においては、「知的財産権の5年以上の独占許可」を受けていればハイテク企業の認定を受けることができたが、改正法では、自主開発や技術移転の促進を目的にこの条件が廃止となった。これによって認定取得を目的とする譲渡が一層活発になることが予想される。

また、特許出願の急増に伴い中国における知的財産関連の訴訟は増加している（表1）。本稿執筆時点では、中国におけるパテント・トロールの活動事例は僅かであるが、第四次専利法改正²⁾で予定されている「専利権侵害に対する行政強制執行力」、「間接侵害」、「損害賠償責任の強化」等の変更によってパテント・トロール

* 2016年度 The Second Subcommittee, Information Search Committee

の活動が活発化する可能性がある。米国ではパテント・トロールに対処するために政策が打ち出されており、因果関係は明確ではないものの、米国におけるパテント・トロールによる訴訟は減少傾向となっているとの報告³⁾がある。しかしながら、パテント・トロールが鳴りを潜めたわけではなく、その活動を米国外に移す動きがみられ、新たな活動の舞台の一つとして中国が挙げられている⁴⁾。中国では特許侵害が認定されると差し止めが認められやすい傾向があり、中国で事業活動を行う企業にとってパテント・トロールによる中国での特許訴訟は大きなリスクとなりうる。

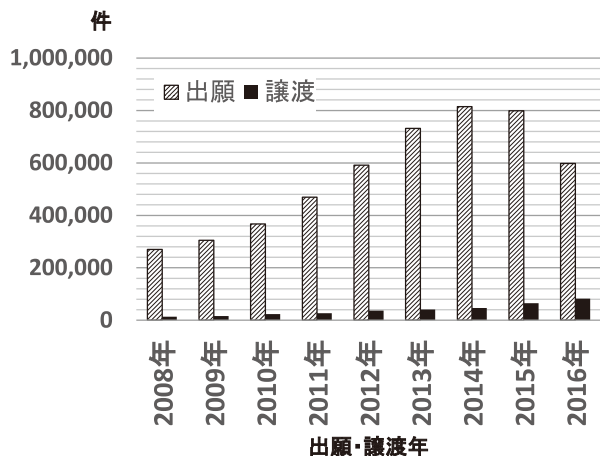


図1 中国特許の出願・譲渡件数の推移 (2017年2月検索、公開ベース)

表1 知的財産権民事一審事件の新規受理件数⁵⁾

項目	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
著作権事件	24,719	35,185	53,848	51,351	59,493
商標事件	8,460	12,991	19,815	23,272	21,362
専利事件	5,785	7,819	9,680	9,195	9,648
技術契約紛争事件	670	557	746	949	1,071
不正競争事件	1,131	1,137	1,123	1,302	1,422
その他	1,966	2,193	2,207	2,514	2,526

2. 本研究の目的

研究が先行している米国特許に比べて中国特許の譲渡を分析することは、言語の壁もあって

ハードルが高く、まだ普及しているとは言い難い。さらに、外国ファミリーを有しない中国のみで権利化されている中国特許が多く存在し、米国特許のファミリー分析を通じた間接的な譲渡分析も難しいことが調査のハードルを一層上げている。

本稿では中国特許の譲渡およびライセンス(許諾)の分析手法を検討し、調査分析の事例を紹介することで、日本企業が中国における知財リスクを適切に把握することの一助となることを目的とする。

3. 本研究のアプローチ

中国における知財の譲渡・ライセンス活動分析手法の検討にあたって、以下の仮説を立てて調査に取り組んだ。

・仮説1

権利行使や権利流通等、いわゆる実施以外の目的で中国特許を購入する主体の活動が活発化してきている。

・仮説2

ハイテク企業認定を受けることを目的としたライセンス活動は低下してきている。一方、事業戦略としてのライセンス活動は継続されている。

4. 調査手法および検証

中国特許庁に特許の譲渡やライセンスの届出がなされると、その情報は、各特許の書誌データ「法律状態」に記録される。後述する各事例分析のため、まず、この「法律状態」データから譲渡・ライセンスの届出に関するデータを抽出し、その記録フォーマットについて整理した。続いて、直近5年間(2012年～2016年)の全譲渡・ライセンス記録データから、フォーマットの変遷に留意して詳細な調査用テーブルを作成した。

4. 1 中国特許の法律状態データ

出願人が中国特許庁に届出た内容や、庁内で処分された内容は、「イベント」として順次記録される。例えば、出願CN201110036202.8の法律状態データ(図2)を参照すると、公開(01)後、実体審査(02)を経て、特許権が付与(03)され、その後、特許権の移転(12)(=譲渡)、特許実施権許諾契約登録の発効(14)(=ライセンス)がされたことが読み取れる。

```
01 公開 (2011/08/24) ,
02 実体審査 (2011/10/05) IPC(主分類):G09F 3/02 申請日:20110211 ,
03 特許権の付与 (2013/09/25) ,
12 特許出願権、特許権の移転 (2016/03/16) IPC(主分類):G09F 3/02 登記生效日:20160225 変更事項:专利权人 变更前权利人:海南亚元防伪技术研究所 变更后权利人:海南拍拍看网络科技有限公司 变更事项:地址 变更前权利人:570125 海南省海口市国贸路38号九都大厦26D 变更后权利人:570125 海南省海口市龙华区国贸路45号交通银行大厦11层 ,
14 特許実施権許諾契約登録の発効、変更及び抹消 (2016/05/04) IPC(主分類):G09F 3/02 合同备案号:2016460000005 让与人:海南拍拍看网络科技有限公司 受让人:海南拍拍看信息技术有限公司 发明名称:可用指甲刮掉金葱粉的烫金标识 申请日:20110211 申请公布日:20110824 授权公告日:20130925 许可种类:普通许可 备案日期:20160412
```

図2 法律状態データ例
(出願CN201110036202.8)

ここで各イベント行の先頭の2桁の数字コードは、イベント種別を示す「法律状態区分コード」である(図3)。

```
01;公開
02;審査請求
03;特許権の付与、回復、維持
04;公報、明細書の訂正
05;書誌的事項の変更
06;訂正、変更、補正
07;通知(住所不明通知等)
08;特許権の部分取消、部分無効宣言
09;申請却下、取下げ
10;特許権の放棄、消滅、取消、無効宣言
11;特許権有効期間の更新登録、延長
12;特許出願権、特許権の移転、相続、譲渡
13;特許権の質権設定、保全又は解除
14;特許実施許諾契約
15;その他関連事項
```

図3 法律状態区分コードとその定義

今回、この法律状態データの取得には特許データベースPatentSQUARE⁶⁾(パテントスクエア、以降、PSQ)を利用した。譲渡・ライセンス履歴のある特許レコードの抽出には、PSQの法律状態データ内を検索する機能を利用した。

法律状態区分コードとその法律状態内のキーワードとを設定し、それらを論理演算することで、譲渡・ライセンスのイベント記録のある文献を検索できた。

調査実施時の参考に供するため、法律状態の項目とそのデータの組が分かりやすいようインデント化したもの、およびデータフォーマットの主な変更点を、文末に別表として例示する。

4. 2 調査用テーブル作成とデータ検証

(1) 譲渡・ライセンス調査用テーブルの作成

PSQで、法律状態データをダウンロードすると、1出願1レコード単位としてCSV形式で取得できる。法律状態データは、その出願の全てのイベントデータが改行なく繋がったフォーマットで、1つのセルに格納されている。このままでは、すぐにデータ処理できないため、本分析の開始に先立ち、イベントと各イベントに含まれる詳細データとに分解して、譲渡とライセンスに関する調査用(マスター)テーブルを作成した。

(2) データ集計・分析の方法

事例分析で譲渡・ライセンスイベントを集計する場合、件数ベースと頻度ベースの大きく2つの方法がある。

件数ベースの集計は、出願単位での集計である。年別の譲渡件数推移を比較する場合、その年に1回以上譲渡記録のあるものを1件として集計することが望ましい。頻度ベースの集計は、イベント単位(頻度ベース)での集計である。譲渡やライセンスの回数に意味のある分析では、イベント単位で集計することが望ましい。そのため、分析用マスターテーブルは、件数ベースのものと、頻度ベースのものを作成し、データ分析の用途に合わせて使い分けた。

しかし、頻度ベースでの集計が望ましいが年単位で傾向を比較する場合に、年に複数回の譲

渡・ライセンスのある出願に対して、その年の最初の譲渡・ライセンス記録（最も早い記録）で代表させて簡易的に集計する手法も採用した。この場合について、以降では、最も早い譲渡／最も早いライセンスでの分析と呼ぶ。

(3) 法律状態データフォーマットの検証

今回、法律状態データのフォーマットは、年代ごとに変更されていることが分かった。フォーマットの変更時期はイベントごとにまちまちであり、項目と内容についても項目追加や項目名・順序の変更など様々なものが存在していた（文末別表）。これらデータフォーマットを検証し、調査用テーブル作成に反映した。また、フォーマットではないが、内容データの欠落や異表記形などもあるため、データ処理する際にはあわせて留意が必要である。

5. 中国特許の譲渡状況

本章では、中国特許の譲渡に関する分析結果について報告する。中国籍の団体および個人（以降、中国主体）以外が関係する譲渡においては、対象となる特許はグローバルなパテントファミリーの一部である場合が多く、米国特許の譲渡分析を通して中国特許の動向を知ることが可能である。一方、中国のみに出願されている特許は中国国内での譲渡が中心であり、その動きは中国国外の特許から推測することは困難である。このような背景から本稿では中国主体から中国主体への譲渡（以降、中中間譲渡）に注目して最も早い譲渡データに基づいて、調査・分析を行った。

5. 1 地域セクター

中中間譲渡の概況を把握するため、地域別（34の省級行政区別（台湾を含む））の譲渡状況を分析した。4. 1で示した法律状態データには譲渡人と譲受人の住所が記載されているため、こ

の情報を用いて、最も早い譲渡において、どの地域からどの地域へ特許が譲渡されたかを集計した。

まず全体傾向として、中中間譲渡の件数推移を図4に記す。2012年から2016年の年平均増加率は27.1%と中国特許の出願数の増加と同様に急激な伸びを見せている。また、図1で記した中国特許全体での譲渡件数の60%以上は中中間譲渡であり、中国国内での譲渡活動が中国特許譲渡件数の増加をけん引していることが分かった。



図4 中中間譲渡の件数推移

表2～表5では中中間譲渡における、2012年および2016年の地域ごとの譲渡数および譲り受け数のランキングを記す。ランキング上位の地域は2012年から2016年にかけても大きな変化は見られないが、同一の地域への譲渡（例えば、江蘇省から江蘇省への譲渡）の割合である同一地域率は2012年では北京市を除き90%近くを占めていたが、2016年では70%前後に低下している。なお、表2～表5における平均値、標準偏差、変動係数はそれぞれ全体に対する値である。

また、調査対象の全地域を対象とし、譲渡と譲り受けのそれぞれにおいて2012年と2016年の変動係数（標準偏差／平均値）を比較すると、ばらつきに大きな変化が無いことが分かった。これは、多くの地域において2012年から2016年にかけて同様に譲渡数が増加しているためと考えられる。すなわち中国全土において特許譲渡が活発化していると言えよう。

表2 譲渡数ランキング (2012年)

	譲渡数	(内)同一地域内	同一地域率
北京市	3,418	2,025	59%
上海市	3,034	2,602	86%
江蘇省	2,698	2,336	87%
浙江省	2,283	2,060	90%
広東省	2,219	1,871	84%
平均値	662.3	標準偏差	927.2
		変動係数	1.40

表3 譲り受け数ランキング (2012年)

	譲り受け数	(内)同一地域内	同一地域率
江蘇省	3,150	2,336	74%
上海市	2,932	2,602	89%
北京市	2,694	2,025	75%
浙江省	2,435	2,060	85%
広東省	2,227	1,871	84%
平均値	662.3	標準偏差	931.7
		変動係数	1.41

表4 譲渡数ランキング (2016年)

	譲渡数	(内)同一地域内	同一地域率
江蘇省	9,603	6,165	64%
広東省	9,117	6,843	75%
北京市	6,108	3,890	64%
浙江省	6,009	3,970	66%
山東省	5,379	4,256	79%
平均値	1731.1	標準偏差	2497.0
		変動係数	1.44

表5 譲り受け数ランキング (2016年)

	譲り受け数	(内)同一地域内	同一地域率
広東省	9,682	6,843	71%
江蘇省	8,696	6,165	71%
山東省	6,540	4,256	65%
北京市	5,599	3,890	69%
浙江省	5,471	3,970	73%
平均値	1731.1	標準偏差	2452.0
		変動係数	1.42

中国全土での譲渡活動が活発化していると上述したが、その中でも2012年から2016年にかけて譲渡数および譲り受け数を大幅に増やした地域を表6、表7に示す。図4より全体の増加率は260%程(22,519件→58,856件)であるのに対し、表6、表7のとおり増加率が高い地域では、4倍から10倍にもなっていることから、中国全土での譲渡が均一に増加したのではなく、譲渡活動が大きく活発化した地域とそうでない地域に分かれたためと考えられる。

表6 譲渡数増加率ランキング

2012年～2016年	譲渡数増加率	増減数
広西チワン族自治区	878%	794
安徽省	809%	2,525
青海省	714%	43
寧夏回族自治区	609%	112
海南省	600%	95

表7 譲り受け数増加率ランキング

2012年～2016年	譲り受け数増加率	増減数
寧夏回族自治区	1063%	260
青海省	910%	81
広西チワン族自治区	763%	743
安徽省	537%	1,879
福建省	453%	1,386

譲渡と譲り受けの地域組合せについては、上述の通り同一地域での譲渡が殆どの地域において最多である。表8、表9においては他地域間での特許譲渡に限定して、件数の多い上位の組合せを記す。なお、順位は同一地域を含めた全組み合わせの中での順位を示している。本節では他地域への譲渡について、特許個別の分析には踏み込まなかったが頻出する組合せにおいてその要因を分析することで中国企業間の関係を推測することができると考えられる。

また、組合せのパターンは、2012年は435であったのに対し、2016年には728に増加している。組合せに関与する地域数には変化が無いことから新たな組合せが生まれ、特許譲渡が複雑化している様子が判明した。

表8 譲渡組合せ（2012年）他地域間

順位	譲渡	譲り受け	件数
8	北京市	山東省	643
21	上海市	江蘇省	210
23	北京市	江蘇省	182
25	福建省	北京市	126
26	北京市	浙江省	105

表9 譲渡組合せ（2016年）他地域間

順位	譲渡	譲り受け	件数
14	江蘇省	山東省	718
15	江蘇省	広東省	647
22	江蘇省	浙江省	463
23	浙江省	江蘇省	445
24	広東省	江蘇省	378

以上より、中国全土において年々譲渡が活発化していること、増加率は一律ではなく、大幅に増加している地域とそうでない地域が分かれていること、譲渡地域の組合せが増加し複雑化していること等が判明した。

5. 2 移転主体

次に、権利行使や権利流通等、いわゆる実施以外の目的で中国特許を購入する主体の活動が活発化してきているとの仮説を検証するため、そのような特許の譲り受けまたは譲渡を行っていると推察される主体（以降、移転主体）を抽出し、移転主体の譲り受け状況と譲渡状況の分析を行った。

(1) 移転主体の抽出方法

権利行使や権利流通等、いわゆる実施以外の

目的で中国特許を購入・売却する主体として、名称に下記キーワードが含まれている譲渡人または譲受人を移転主体と定義した。

キーワード：知識産権(知的財産権), 專利(特許), 促進(促進), 推進(推進), 轉移(移転), 轉化(転化), 流轉(流通), 技術交易(技術交流), 資產(資産), 投資(投資)

また、上記に該当しない譲受人であって、中中間譲渡の譲り受け件数ランキングが100位までの譲受人において、企業などの団体から特許を譲り受けており、かつ譲渡人の名称の一部文字が譲受人の名称に用いられていない譲受人と、技術移転機関(TLO)と推測される場合も、実施以外の目的で中国特許を購入する主体であるとの判断で移転主体に含めた。

(2) 移転主体の譲り受け状況と譲渡状況

移転主体が譲り受けた特許数および譲渡した特許数、並びに移転主体数は増加しており、移転主体を介した特許の譲渡が活発になっている(図5、図6)。

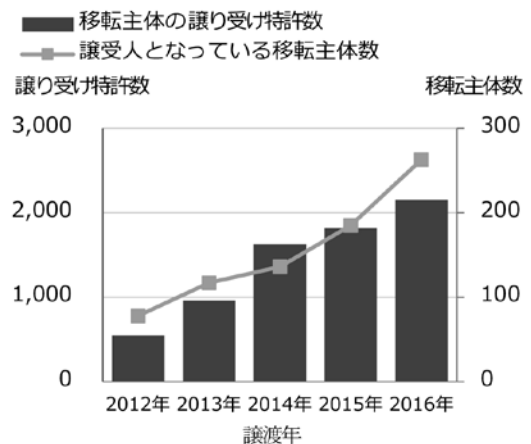


図5 移転主体の譲り受け特許数と主体数

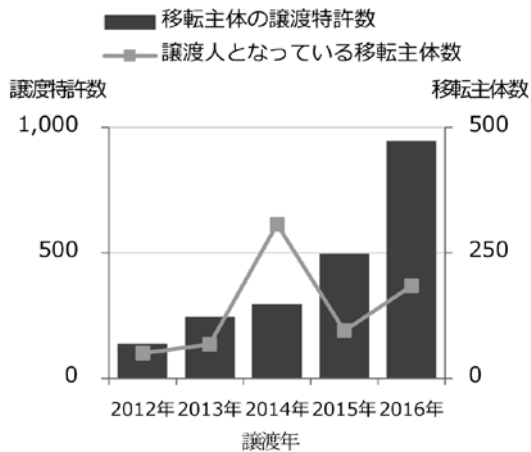


図6 移転主体の譲渡特許数と主体数

移転主体が譲り受けた特許について譲渡人の属性を分析したところ、学校の割合は減少傾向にあるものの、毎年200件前後が譲渡されており、学校の特許が盛んに取り引きされていることが分かった（図7）。

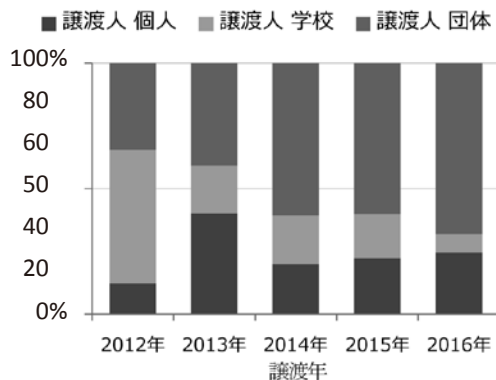


図7 移転主体譲り受けの譲渡人の属性割合

団体として集計された譲渡人には、中国大手企業である「华为技术有限公司 (Huawei)」,「中兴技术有限公司 (ZTE)」,「鸿海精密工业股份有限公司 (Hon Hai Precision)」が含まれており、3社から多くの特許が移転主体に譲渡されていた。

移転主体が譲渡した特許については、企業などの団体への譲渡が大多数を占めていることが分かった。また、移転主体同士の譲渡が含まれていることが分かった（図8）。

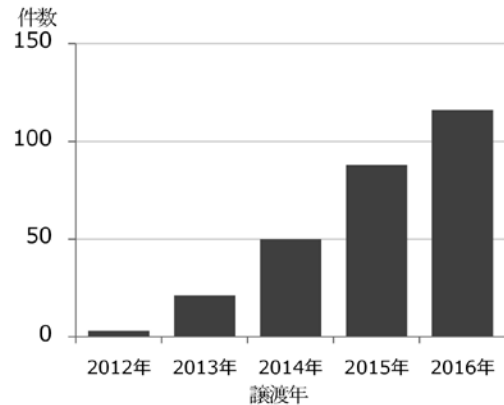


図8 移転主体間の譲渡特許数

5.3 医薬（漢方薬等）セクター

2012年から2016年の間の中中間譲渡の特許に付与されているIPCのサブクラスレベルの分析を行ったところ、上記期間内で譲渡された案件のIPCサブクラスはA61K（医薬用，歯科用又は化粧用製剤）が最も多く，G06F（電氣的デジタルデータ処理）やH01L（半導体装置，他に属さない電氣的個体装置）等の1.5倍から2倍以上の特許が譲渡されていることが分かった（図9）。

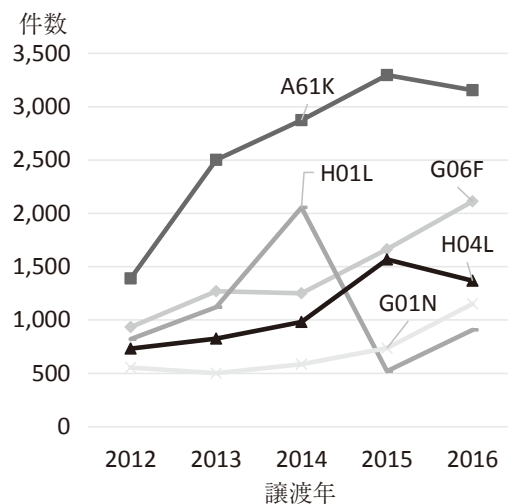


図9 中中間譲渡の上位IPC

これらA61Kの譲渡におけるIPCメイングループレベルまでを確認すると、61%がA61K36（藻類，地衣類，菌類もしくは植物又はそれら

の派生物からの物質を含有する構造未知の医薬品製剤)であった(図10)。

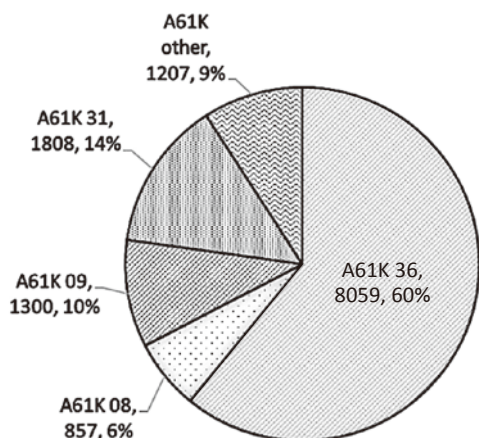


図10 メイングループ内訳 (2012~2016)

また、A61Kの譲渡における譲渡人の属性(個人または団体)は、譲渡人が個人である割合が全セクション平均(25%前後)よりも高く、A61K全体で50%前後、A61K36では60%を超えていた(図11)。

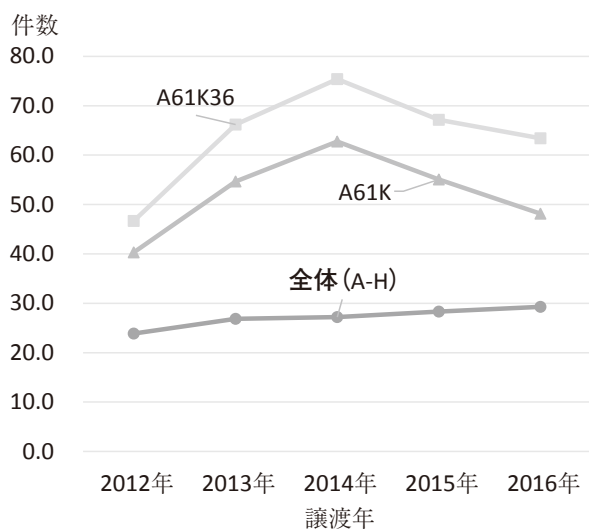


図11 譲渡人が個人の比率 (%)

このようにA61Kに特徴的な「個人からの譲渡」がなされている特許について、譲渡の経緯の詳細を確認した。結果、A61Kが付与されている特許においても多くは1回のみ譲渡であり、譲渡人が個人名の場合の50%から60%

(A61Kの譲渡の30%前後)は企業等に譲渡されていた。これは逆に言うと、譲渡人が個人名の場合の40%から50%(A61Kの譲渡の20%前後)は譲受人も個人であることになる。そこで、これら譲渡人と譲受人が共に個人である特許のうち、譲り受け件数が特に多い個人が関わる特許の詳細を確認したところ、短期間に複数回譲渡されている特許が見出された。例えば以下の図12で示しているのは、山東省の複数の個人から四川省の一個人へ譲渡され、その1年以内に江蘇省の薬業団体へ一斉に譲渡されている例である。

また、複数回の譲渡に着目したところでは、複数の個人から登録直前の特許の譲渡を受け、それらを短期間で別の団体や別個人へ譲渡する活動を行っている団体も見られた(図13)。この場合の中間に存在する団体名には「药业(薬業)」等は含まれておらず、「信息技术(情報技術)」や「投资(投資)」等が含まれており、Webページで確認できたものの中にはライセンスを業としている団体もあった。

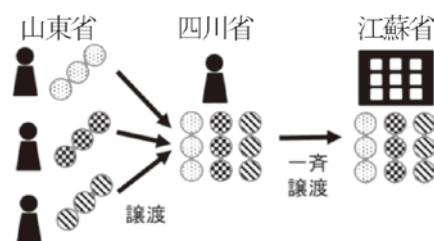


図12 特定の個人への譲渡パターン例

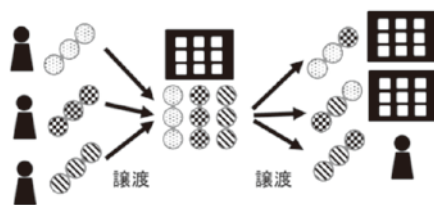


図13 特定の団体への譲渡パターン例

本稿では中国における特許流通市場全体の実態についての調査は射程外としているが、譲渡の経緯から推測するに、医薬品業界において特許の譲渡を仲介する主体が存在する可能性が考

えられる。

5. 4 病院セクター

前節で注目したA61K36に関連する主体として病院セクターの分析を行った。変更後の権利人を意味する「变更后権利人」を集計し、「医院」の文字列を含むものを検索することによって、2012年から2016年に特許を譲り受けた数の多い上位6病院を抽出した。その譲り受け件数の年次推移を表10に示す。

病院が譲り受けた特許に付与されている筆頭IPC（メイングループ）を分析したところ、★印の5つの病院で約50%以上にA61K36が付与されていた（図14）。

上記のA61K36が付与されている特許の譲り受けが多い病院では、その病院自身の全出願におけるA61K36の出願率も比較的高いことから、独自の出願で注力している領域と、譲渡によって獲得している領域の重複が多くみられ、購入によって自身のポートフォリオを強化していると考えられる活動が見られた（図15）。

これら病院のA61K36が付与されている特許の内容を確認したところ、全てが多種の生薬を配合した漢方薬に関するものであり、その対象疾患は偏りがなく、かなり広範な疾病を対象としていることが分かった。また、個人から病院へ譲渡されている特許を確認したところ、個人の住所が病院の住所と同一であるケースが見られたことから、病院従事者による病院への譲渡が存在すると思われる。

以上より、漢方薬を用いる東洋医学を中心とする病院においては、病院自らが漢方薬の発明を行うと共に、外部で発明された漢方薬を積極的に取り込んでいると考えられる活動が見られた。譲り受けの目的は専ら自身での実施（処方）のためではないかと推測するが、西洋医学を中心とする病院とは異なり、病院自身が特許を保有している点が注目される。

表10 譲り受け特許の多い病院の年次推移

機関名	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	合計【A】
青島市市立医院	0	5	17	71	21	114
青島市中心医院	0	0	11	34	41	86
山東大学齐鲁医院	3	10	5	5	24	47
青島大学附属医院	0	0	1	13	23	37
上海市第十人民医院	0	0	15	8	0	23
滨州医学院附属医院	0	4	13	2	3	22

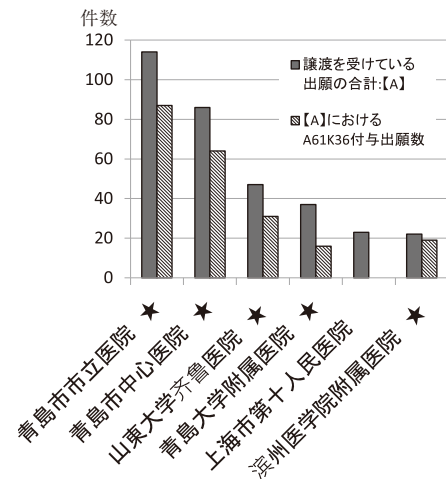


図14 譲渡を受けた特許数とA61K36付与出願数

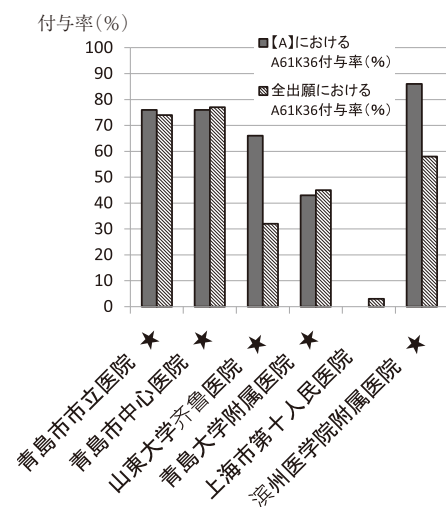


図15 譲渡を受けた特許におけるA61K36付与率と全出願におけるA61K36付与率

6. 中国特許の許諾(ライセンス)状況

本章では中国特許の許諾(ライセンス)状況についての分析結果について報告する。調査方法の詳細については、4. 調査手法および検証の章で記載されている。

中国の実施許諾には「独占許可」、「排他許可」、「普通許可」の3種類がある。「独占許可」とは、実施権者が実施権を独占し許諾者(特許権者)は実施できない許諾である。「排他許諾」とは、許諾者は特定の実施権者以外には許諾できないが、許諾者自身は実施できる。「普通許可」とは、許諾者自身の実施および複数の実施権者への許諾が可能な許諾である。

初めに、中国特許の許諾件数推移を示す。グラフ(図16)より、2008年から急激に許諾件数が増加し、2016年で大幅な件数落ち込みがあることが読み取れる。件数増加の背景として、2008年にハイテク企業認定管理弁法が制定されたことが挙げられる。ハイテク企業として認定を受けるための要件として、「(旧法第10条1号)直近3年間に自社における研究開発、譲り受け、贈与の収受、買収合併などの方法、又は5年以上の独占許可の方法を通じて、その主たる製品(サービス)の核心技術に対し自主知的財産権を有したこと。」との条項が有ったため、自社における研究開発により自主知的財産権を獲得

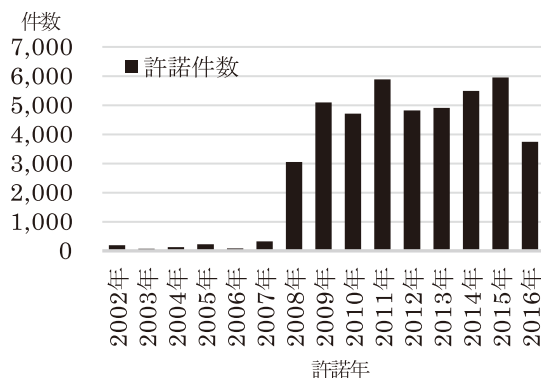


図16 許諾件数推移

できない企業が「5年以上の独占許可」を得て製品(サービス)を提供することによってハイテク企業の認定を受けていた。しかしながら、2016年の同法の改正により、認定の要件から「5年以上の独占許可」が削除され、2016年の許諾件数落ち込みにつながっていると考えられる。

6.1 内国/外国の許諾状況の違い

次に、図16に示された許諾特許の内訳として、出願人の国籍の違い(内国と外国)を図17に示す。出願人の国籍が外国である特許に関わる許諾件数は概ね増加傾向にあるのに対し、内国(中国)である特許に関わる許諾件数は、2016年に大きく減っていることから、図17で示された2016年の許諾件数落ち込みは、出願人の国籍が内国である特許の許諾件数の落ち込みによるものと考えられる。これにより、2008年以降2016年に至るまでの許諾の多くは、ハイテク企業認定に関係するものであったことが推測される。

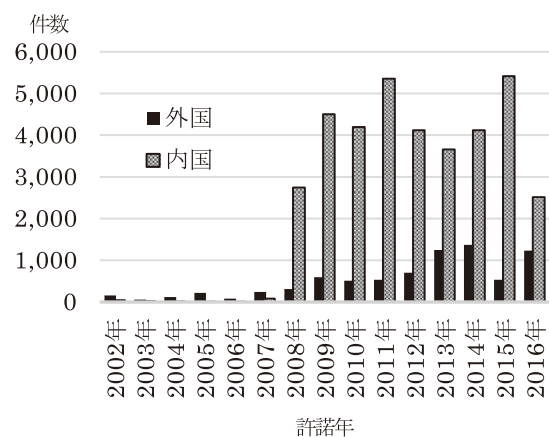


図17 許諾特許の出願人国籍の分類

さらに、内国と外国の許諾種類の内訳を調査したところ、内国ではハイテク企業認定管理弁法の制定前年である2007年から急激に独占許可が増加しており、80%を超える高い比率が2014年まで継続している(図18)。

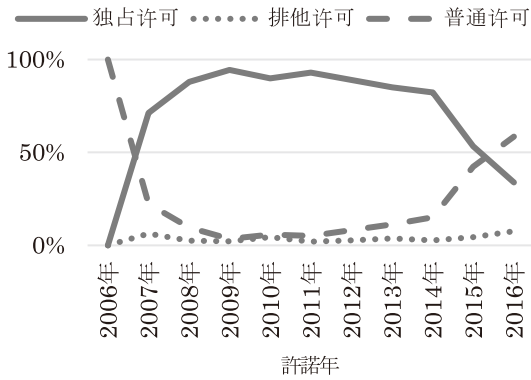


図18 許諾種類の内訳 (内国)

出願人国籍が外国の特許でも、ハイテク企業認定管理弁法の制定の2008年から数年にわたり独占許可の比率が高いが、徐々に普通許可の比率が高くなってきている(図19)。これらの傾向より、今後数年以内には、内国と外国の許諾種類の比率はほぼ同等になるのではないかと推察される。

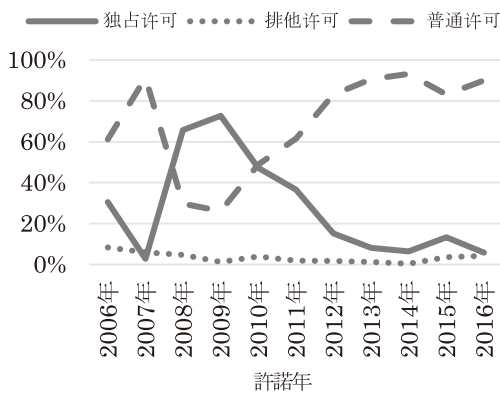


図19 許諾種類の内訳 (外国)

また、許諾特許の出願人の国・地域の詳細を分析した結果、中国が全体の81%と圧倒的に多数であり、日本、米国が続くことが分かった(図20)。

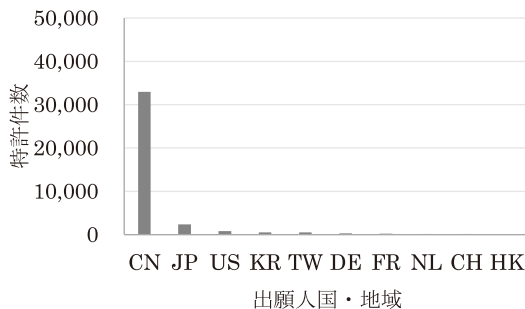


図20 許諾特許の出願人国・地域(上位10国・地域)

一方、許諾特許1件当たりの許諾回数は、1回であるものが全体の85%を占め、許諾回数が10回未満の特許が全体の99%になる。許諾回数の最多は210回であり、許諾回数が28回を上回る許諾特許の出願人の国籍は全て外国であった。

6.2 許諾状況の詳細分析

許諾回数が最多の特許について、さらに詳細な分析を行った。これは「皇家飞利浦电子有限公司 (PHILIPS ELECTRONICS NV)」による出願(出願番号: 95190979.7)であり、その内容はDVDの基本技術に関するものであった。許諾情報の分析から、この特許では210回の許諾と30回の許諾解除が行われていることが分かった。極めて多くのライセンスが行われていることから、DVDの標準必須特許またはそれに類する特許であることが推察される。

複数回許諾について、許諾年の分析を行った(図21)。最初の許諾が行われたのが2003年であり、最初の年に最も活発にライセンス活動が行われたであろうことは想像に難くない。しかし、その10年後である2013年にもピークが見られた。

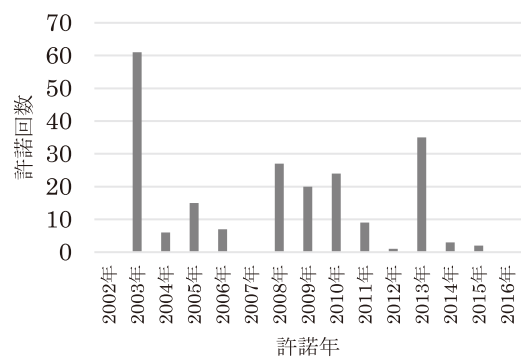


図21 最多許諾回数特許の許諾年(全210回の内訳)

許諾情報に含まれる個々の許諾内容を詳細に紐解いたところ、2013年以前は「皇家飞利浦电子有限公司 (PHILIPS)」がライセンスの「譲与人(ライセンサー)」となっていたが、2013年以降は別の法人「稳瑞得有限责任公司」がライセンサーとなっていることが判明した。図22

で示されているように、2003年に「皇家飞利浦电子有限公司」から、「受让人（ライセンサー）」である「上海联合光盘有限公司」へ許諾された後、2013年にはこの許諾が解除されている。

14 特許実施許諾契約の届出 (2009/12/23) 合同备案号: 2009990000818 让与人: 皇家飞利浦电子有限公司 受让人: 上海联合光盘有限公司 许可种类: 普通许可 备案日期: 2009.7.30	許諾
14 特許実施権許諾契約登録の発効、変更及び抹消 (2013/09/04) 合同备案号: 2009990000818 让与人: 皇家飞利浦电子有限公司 受让人: 上海联合光盘有限公司 解除日: 20130711	許諾の解除
14 特許実施権許諾契約登録の発効、変更及び抹消 (2013/12/04) 让与人: 稳瑞得有限责任公司 受让人: 上海联合光盘有限公司 许可种类: 普通许可 备案日期: 20131012	異なる実施許諾者による許諾例

図22 最多許諾回数特許の法律状態データ

一方、同2013年に、ライセンサーである「稳瑞得有限责任公司」から、ライセンサーである「上海联合光盘有限公司」へ改めて許諾されている。このことから、「稳瑞得有限责任公司」は、パテントプールの執行機関ではないかと考えら

表11 「稳瑞得有限责任公司」のライセンス供与状況

	許諾特許件数	ライセンサー
		稳瑞得有限责任公司
ライセンサー (被許諾者)	深圳市奥拓普科技有限公司	39
	深圳市路畅科技股份有限公司	31
	深圳市能力科技有限公司	19
	深圳市创维电器科技有限公司	18
	广州永通音像制作有限公司	17
	广州长嘉电子有限公司	8
	惠州市爱华多媒体有限公司	2
	江苏新广联科技股份有限公司	1
	广东天誉飞歌电子科技有限公司	1

れる。「稳瑞得有限责任公司」については他にも複数企業にライセンス供与を行っていることが確認できている（表11）。

ライセンス活動の典型例としては、上述のパテントプールを介したライセンス供与の他に、特定企業間のクロスライセンスが挙げられる。今回の調査においても、クロスライセンスと考えられる事例が見出された。近年の許諾情報について、ライセンサーとライセンサーとの関係を調査したところ、米国企業Appleと中国企業Huaweiとの間に、同日付（备案日期：20150827）で、AppleからHuaweiへ49件が、HuaweiからAppleへ805件が、それぞれ許諾されたことが分かった。おそらく両企業間のクロスライセンス契約が締結されたものと推測される。

以上のように、許諾情報データを詳細に解析していくことで、他社のライセンス動向が推察でき、特定の注目企業に関するパテントプールへの寄託状況なども分析できることが分かった。同様にしてクロスライセンスによるパートナー関係や、グループ企業の推定等の応用が可能と考えられる。

7. おわりに

以上の調査によって、3. 本研究のアプローチで設定した仮説1について、中国において特許が活発に譲渡されている事実と、その過程において単なる仲介ではなく特許を移転させ買い集めている動きが確認された。譲渡状況の分析により、中国主体間での特許譲渡が頻繁に行われ、いわゆる実施主体ではない主体による譲渡が増加しつつあることが判明した。特許が活発に動いていることから中国特許の分析の際には譲渡の経緯等の特許譲渡情報を十分に確認することが必要であると考えられる。また、ハイテク企業認定管理弁法の改正により今後さらなる特許取引の活発化が予測されるため動向を注視する必要がある。

仮説2について、ライセンス情報の分析でもハイテク企業認定管理弁法改正の影響と考えられるライセンス件数の減少が確認された。また、特定企業のライセンス情報を分析することによって、ライセンス活動の動向を早期に察知できることが分かった。ライセンス分析は競合他社の事業戦略を分析するツールとしての活用を見込むことができる。

本稿で紹介できたのは一部の事業領域での調査分析事例のみであったが、他の領域においても同様の調査により、中国での知財リスクの見積もりやビジネスチャンスの発見につなげられる可能性があると考えられる。

本稿で紹介の手法を各社での調査の参考にして頂ければ幸いである。

なお、本稿は、2016年度情報検索委員会第2小委員会第1ワーキンググループのメンバーである加藤昌央（パナソニック、副委員長）、市川敬子（中外製薬）、内野文子（コニカミノルタ）、杉本敏彦（日本電気特許技術情報センター）、土居美緒（第一三共）、山室徹（ソニー）の執筆によるものである。

注 記

- 1) 日本技術貿易株式会社、中国科学技術部が「ハイテク企業認定管理弁法」の改正法を公表、2016年2月
http://www.ngb.co.jp/ip_articles/detail/1274.html
- 2) 日本技術貿易株式会社、国務院「中国専利法第4回改正草案（審議送付稿）」を公表、2015年12月
http://www.ngb.co.jp/ip_articles/detail/1252.html
- 3) Unified Patents, 2016 Annual Patent Dispute Report, Figure 5, 2017年1月
<https://www.unifiedpatents.com/news/2016/12/28/2016-annual-patent-dispute-report>

- 4) IAM, \$130 million patent claim against Apple in Shenzhen shows NPEs in China increasingly strident, 2017年1月
<http://www.iam-media.com/Blog/Detail.aspx?g=5c723359-0004-453c-866a-4d9806b0d0be>
- 5) 2015年度中国知財関連司法動向調査, p.22, 日本貿易振興機構, 2016年8月
- 6) 特許調査支援サービス「PatentSQUARE（パテントスクエア）」
<http://www.panasonic.com/jp/business/its/patentsquare.html>

参考文献

- ・2015年度情報検索委員会第3小委員会第1WG, 特許譲渡情報の入手および活用方法, 日本知的財産協会 資料第467号, 2016年7月
 - ・2014年度情報検索委員会第2小委員会, 特許ライセンス活動の実態分析（中国・欧州特許）, 知財管理, 65巻（2015年）, 10号, 1378頁
 - ・2014年度ライセンス第1委員会第2小委員会, 中国企業への技術ライセンスにおける保証責任のリスク低減—ビジネス環境に応じた最適スキームの考察—, 知財管理, 65巻（2015年）, 12号, 1718頁
 - ・渡部基彦, 中国の専利権譲渡状況の調査分析に基づく中国専利権取引の現状, 知財管理, 63巻（2013年）, 12号, 1987頁
 - ・伊藤徹男, 中国における特許ライセンス情報の収集, Japio YEAR BOOK 2016, 一般財団法人日本特許情報機構
 - ・中国におけるパテントトロールの実態および対策の研究に関する報告書, 日本貿易振興機構, 2011年3月
 - ・国家知识产权局, 華為逆襲向苹果开收专利费
http://www.sipo.gov.cn/wqyz/dsj/201605/t20160518_1269840.html
 - ・中国における技術移転システムの実態, 独立行政法人科学技術振興機構 中国総合研究交流センター, 2014年3月
https://www.spc.jst.go.jp/investigation/downloads/r_201403_02.pdf
- (URLの参照日は、全て2017年7月10日)

別表 中国特許の法律状態データの例

<p>譲渡情報の記録をインデント化した例</p>	<p>12 特許出願権、特許権の移転 (2016/03/16) IPC(主分類):G09F 3/02 登记生效日:20160225 变更事项:专利权人 变更前权利人:海南亚元防伪技术研究所 变更后权利人:海南拍拍看网络科技有限公司 变更事项:地址 变更前权利人:570125 海南省海口市国贸路38号九都大厦26D 变更后权利人:570125 海南省海口市龙华区国贸路45号交通银行大厦11层</p>
<p>ライセンス情報の記録をインデント化した例</p>	<p>14 特許実施権許諾契約登録の発効、変更及び抹消 (2016/05/04) IPC(主分類):G09F 3/02 合同备案号:2016460000005 让与人:海南拍拍看网络科技有限公司 受让人:海南拍拍看信息技术有限公司 发明名称:可用指甲刮掉金葱粉的烫金标识 申请日:20110211 申请公布日:20110824 授权公告日:20130925 许可种类:普通许可 备案日期:20160412</p>
<p>データ項目名の変更例 (2010年に「変更項目」が「変更事項」に変更された)</p>	<p>【变更项目例】(出願番号: 86104638 (1986/07/04)) 12 特許出願権、特許権の移転(特許権の移転) (2001/11/07) 变更项目:专利权人 变更前权利人:武田药品工业株式会社 变更后权利人:巴斯福股份公司 变更项目:地址 变更前:日本大阪府大阪市 变更后:联邦德国路德维希港 登记生效日:2001. 8. 7</p> <p>【变更事项例】(出願番号: 93107298. 0 (1993/06/14)) 12 特許出願権、特許権の移転 (2013/03/27) IPC(主分類):H04Q 11/04 变更事项:专利权人 变更前权利人:国际商业机器公司 变更后权利人:东芝全球商业解决方案控股公司 变更事项:地址 变更前权利人:美国纽约 变更后权利人:日本东京 登记生效日:20130225</p>
<p>「変更項目」の別分け・続け書きの変更例 (2005年以前 別分け書き、2006年～2009年 続け書き、2010年以降 別分け書きと変更された)</p>	<p>【別分け書きの例】(出願番号: 86108259 (1986/12/13)) 12 特許出願権、特許権の移転(特許権の移転) (2004/12/01) 变更项目:专利权人 变更前权利人:拜耳公司 变更后权利人:拜耳医药保健股份公司 变更项目:地址 变更前:联邦德国莱沃库森 变更后:德国莱沃库森 登记生效日:2004. 10. 22</p> <p>【続け書きの例】(出願番号: 86108643. 0 (1986/12/19)) 12 特許出願権、特許権の移転(特許権の移転) (2006/05/31) 变更项目:专利权人 变更前权利人:拜耳农作物科学有限公司 地址: 法国里昂 变更后权利人:荷兰阿纳姆巴斯福农业股份有限公司韦登斯维尔分公司 地址: 瑞士韦登斯维尔 登记生效日:2006. 4. 21</p>
<p>地址情報がない例 (2005年以降は地址の変更情報が記載されている)</p>	<p>【地址の情報がない例】(出願番号: 91105050. 7 (1991/07/25)) 12 特許出願権、特許権の移転(特許権の移転) (2004/06/16) 变更项目:专利权人 变更前权利人:航空发动机的结构和研究公司 变更后权利人:斯内克马发动机公司 登记生效日:2004. 5. 14</p>
<p>IPC (主分類) 情報がない例 (2011年以降は譲渡データにIPCが記載されている)</p>	<p>【IPC(主分類)の情報がない例】(出願番号: 93116842. 2 (1993/09/04)) 12 特許出願権、特許権の移転(特許権の移転) (2002/01/16) 变更项目:专利权人 变更前权利人:罗姆和哈斯公司 变更后权利人:道农业科学公司 变更项目:地址 变更前:美国宾夕法尼亚州 变更后:美国印第安纳 登记生效日:2001. 11. 12</p>
<p>登记生效日の位置の変更例 (2015年途中から「登记生效日」が、末尾から「IPC (主分類)」の直後に位置変更された)</p>	<p>【末尾記載の例】(出願番号:96109321.8 (1996/08/12)) 12 特許出願権、特許権の移転 (2013/10/16) IPC(主分類):H04N 7/00 变更事项:专利权人 变更前权利人:通用仪器公司 变更后权利人:通用仪器控股有限公司 变更事项:地址 变更前权利人:美国宾夕法尼亚州 变更后权利人:美国加利福尼亚州 登记生效日:20130918</p> <p>【IPC直後記載の例】(同上) 12 特許出願権、特許権の移転 (2016/03/30) IPC(主分類):H04N 7/00 登记生效日:20160309 变更事项:专利权人 变更前权利人:摩托罗拉移动有限责任公司 变更后权利人:谷歌技术控股有限公司 变更事项:地址 变更前权利人:美国伊利诺伊州 变更后权利人:美国加利福尼亚州</p>

(原稿受領日 2017年5月31日)